公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月26日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　富永　暢子　一級建築士　第176219号

３　処分の内容　免許取消

４　処分の原因となった事実　長崎県内の建築物（44物件）について、一級建築士として、建築士法第20条第１項の規定に違反し、当該建築物の設計の業務を行う意志がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、設計図書における設計者として記載することを許した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月26日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　村越　信保　一級建築士　第233213号

３　処分の内容　平成29年１月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成22年４月））について、有限会社村越建築設計事務所（埼玉県知事登録第(2)9296号、平成23年９月21日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第36条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第９項の規定に違反する設計（階段の部分について、当該部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月26日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　矢吹　良一　一級建築士　第150017号

３　処分の内容　平成29年１月１日から業務停止１月

４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（２物件）について、株式会社デザイン・リーグ一級建築士事務所（東京都知事登録第50673号、平成27年２月14日付け抹消）の業務に関し、設計者として、上記２物件のうち１物件（建築確認：平成23年７月）について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第128条の規定に違反する設計（敷地内には、屋外避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

また、上記２物件のうち別の１物件（建築確認：平成24年４月）について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第35条の規定に基づく令第123条第２項第１号の規定に違反する設計（屋外に設ける避難階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部から２m以上の距離に設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）、法第35条の規定に基づく令第126条の４第１項の規定に違反する設計（採光上有効に直接外気に開放された通路を除き、共同住宅の居室から地上に通ずる廊下には、非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）及び法第27条第１項第１号の規定に違反する設計（外壁の開口部であって延焼のおそれのある部分であるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月26日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　梅垣　浩之　一級建築士　第212143号

３　処分の内容　平成29年１月１日から業務停止14日

４　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件（建築確認：平成26年10月（変更）））について、一級建築士事務所浅井謙建築研究所株式会社（大阪府知事登録㈰第21840号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の13の３第３項第２号に違反する設計（令第129条の13の３第３項第２号に基づく「非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和45年12月28日建設省告示第1833号）第１第３号により、非常用昇降機の乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の開口面積は２㎡以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月26日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　西尾　千春　一級建築士　第73010号

３　処分の内容　平成29年１月１日から業務停止14日

４　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（２物件）について、株式会社西尾建築設計一級建築士事務所（東京都知事登録第29067号）の業務に関し、設計者として、上記２物件のうち１物件（建築確認：平成22年３月）について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第27条第１項第１号の規定に違反する設計（外壁の開口部であって延焼のおそれのある部分であるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

また、上記２物件のうち別の１物件（建築確認：平成22年６月）について、法第36条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第９項の規定に違反する設計（階段の部分については、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月26日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　上原　秀晃　一級建築士　第70718号

３　処分の内容　平成29年１月１日から業務停止14日

４　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（２物件）について、株式会社ディーシービー（北海道知事登録（石）第3287号）の業務に関し、設計者として、上記２物件のうち１物件（建築確認：平成26年４月）について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第58条の規定に違反する設計（本件建築物は、川崎都市計画高度地区（第３種高度地区）内にあることから、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

また、上記の２物件のうち別の１物件（建築確認：平成25年９月）について、法第40条の規定に基づく横浜市建築基準条例（昭和35年10月10日横浜市条例第20号。以下、「市条例」という。）